

「その人らしさ」を大切にしたいケアを目指して 関連資料一覧

《P2》

自分で自分のことを主張できない利用者

- ・ 認知症介護情報ネットワーク（DCnet）



認知症・認知症ケアについての理解ができる学習教材が多数揃えられています。

《P3》

高齢者虐待の具体例

- ・ 厚生労働省「市町村・都道府県における高齢者虐待・養護者支援の対応について」

I 高齢者虐待防止の基本（1～15P）（PDF:505KB）

厚生労働省の出している高齢者虐待防止マニュアルです。

- ・ 仙台センター 平成20年度 介護現場のための高齢者虐待防止教育システム教授用教材】

事例を用いてグループ検討しながら虐待防止の基本についての教材です。教える側の資料で事例の解説例があります。パワーポイントスライドをダウンロードすることができます。

- ・ 仙台センター 平成20年度 介護現場のための高齢者虐待防止教育システム【学習者用教材】

事例を用いてグループ検討しながら高齢者虐待防止の基本についての教材で、学ぶ側の資料です。パワーポイントスライドをダウンロードすることができます。

- ・ 神戸市高齢者虐待防止 介護従事者研修用映像 「よりよい介護をめざして」

神戸市作成の介護従事者向け虐待防止教材です。youtubeで視聴することができます。

養介護施設従事者

- ・ 厚生労働省「市町村・都道府県における高齢者虐待養護者支援の対応について」

IV 養介護施設従事者による虐待への対応（94～114P）

厚生労働省の出している高齢者虐待防止マニュアルです。

- ・ 仙台センター 平成20年度 介護現場のための高齢者虐待防止教育システム【教授用教材】

事例を用いてグループ検討しながら虐待防止の基本についての教材です。教える側の資料で事例の解説例があります。パワーポイントスライドをダウンロードすることができます。

- ・ 仙台センター 平成20年度 介護現場のための高齢者虐待防止教育システム【学習者用教材】

事例を用いてグループ検討しながら高齢者虐待防止の基本についての教材で、学ぶ側の資料です。パワーポイントスライドをダウンロードすることができます。

- ・ 神戸市高齢者虐待防止 介護従事者研修用映像 「よりよい介護をめざして」

神戸市作成の介護従事者向け虐待防止教材です。youtube で視聴することができます。

身体拘束

- ・ 身体拘束について（準備中）

身体拘束の考え方等について基本的概要をまとめ、身体拘束廃止に向けた共通認識、基本的知識の習得に役立てます。

- ・ 厚生労働省「身体拘束ゼロへの手引き」

平成13年に作成され、身体拘束についての説明と、組織と個別事例で身体拘束ゼロへの取組み事例を紹介しています。

- ・ 田中とも江 身体拘束廃止・虐待防止と五つの基本的ケア（1/3）

5つの基本的ケアの解説について、youtube で視聴することができます。

- ・ 様式10「事業所自己点検シート身体拘束廃止を進めるための18のチェックポイント」

高齢者権利擁護支援センターの研修で配布しているチェックポイントのリストです。

- ・ 身体拘束廃止の取組み事例集（東京都老人総合研究所）

東京都老人総合研究所（現東京都健康長寿医療センター研究所）に東京都高齢者権利擁護推進事業が委託されていた頃に、作成したものです。国・都道府県のホームページに掲載されていた身体拘束廃止事例集から、拘束事例別、施設の取組み別に、特に参考になると思われるものを抜粋して紹介した事例集です。

《P6》

多角的なアセスメントに基づく個別ケア

- ・ 認知症の人のためのケアマネジメント

検索：認知症介護情報ネットワーク（DCnet）>研修情報>センター方式

センター方式でのケアマネジメントについて学ぶことができます。

「ひもときシート」

- ・ ひもときねっと

パーソン・センタード・ケアを基本に作られ、認知症ケアの対応力向上のために、思考の整理と考え方をチームで共有するための教材です。

《P8》

職員を支えていく

- ・ 社会福祉施設における組織マネジメント（東京都）

検索：事業者に対する各種支援 東京都福祉保健局→組織マネジメント力強化推進事業→社会福祉施設における組織マネジメント

社会福祉施設における組織マネジメントの基本や実践例を学ぶことができます。

- ・ **社会福祉施設におけるサービス管理ガイドライン（東京都）**

検索：事業者に対する各種支援 東京都福祉保健局→組織マネジメント力強化推進事業→社会福祉施設におけるサービス管理ガイドライン

社会福祉施設におけるサービス管理の基本や実践例を学ぶことができます。

- ・ **社会福祉施設における組織管理ガイドライン（東京都）**

検索：事業者に対する各種支援 東京都福祉保健局→組織マネジメント力強化推進事業→社会福祉施設における組織管理ガイドライン

社会福祉施設における組織管理の基本や実践例を学ぶことができます。

認知症の行動・心理症状（BPSD）への適切な対応方法

- ・ **仙台センター 平成 21 年度 初めての認知症介護『食事・入浴・排泄編』・解説集（認知症介護チェック表付）**

拒否課題別チェックシートが掲載され、どのようにケアを工夫すればよいかガイドされています。

- ・ **仙台センター 平成 25 年度 続・初めての認知症介護（徘徊・興奮暴力・帰宅願望編）解説集**

特に、徘徊・興奮暴力・帰宅願望に焦点を絞り、ケアの工夫についての考え方を解説しています。

自己点検シート

- ・ **自己点検シート WAM ネット（厚生労働省）**

介護保険最新情報 Vol.306 による「各種加算等自己点検シートについて」の差替えです。

- ・ **自己点検票（介護）（東京都）**

東京都が作成している事業ごとの自己点検票です。

第三者評価

- ・ **第三者評価（東京都）**

東京都福祉サービス第三者評価制度において、東京都福祉サービス評価推進機構が実施している第三者評価結果が公表されています。

《P9》

認知症の利用者のアセスメント方法

- ・ **認知症の人のためのケアマネジメント センター方式**

センター方式でのケアマネジメントについて学ぶことができます。

認知症ケアの方法

- ・ **仙台センター 平成 21 年度 初めての認知症介護『食事・入浴・排泄編』・解説集（認知症介護チェック表付）**

拒否課題別チェックシートが掲載され、どのようにケアを工夫すればよいかガイドされています。

- ・ **仙台センター 平成 25 年度 続・初めての認知症介護（徘徊・興奮暴力・帰**

宅願望編)解説集

特に、徘徊・興奮暴力・帰宅願望に焦点を絞り、ケアの工夫についての考え方を解説しています。

《P10》

何が高齢者虐待や身体拘束にあたるのか

・身体拘束について（準備中）

身体拘束の考え方等について基本的概要をまとめ、身体拘束廃止に向けた共通認識、基本的知識の習得に役立てます。

虐待防止や身体拘束廃止について話し合う

・厚生労働省「身体拘束ゼロへの手引き」

平成13年に作成され、身体拘束についての説明と、組織と個別事例で身体拘束ゼロへの取組み事例を紹介しています。

・田中とも江 身体拘束廃止・虐待防止と五つの基本的ケア（1/3）

5つの基本的ケアの解説について、youtubeで視聴することができます。

・様式10「事業所自己点検シート身体拘束廃止を進めるための18のチェックポイント」

高齢者権利擁護支援センターの研修で配布しているチェックポイントのリストです。

・身体拘束廃止の取組み事例集（東京都老人総合研究所）

東京都老人総合研究所（現東京都健康長寿医療センター研究所）に東京都高齢者権利擁護推進事業が委託されていた頃に、作成したものです。国・都道府県のホームページに掲載されていた身体拘束廃止事例集から、拘束事例別、施設の取組み別に、特に参考になると思われるものを抜粋して紹介した事例集です。

ストレスを軽減する取組み

・仙台センター 平成20年度 介護現場のための高齢者虐待防止教育システム【共通教材】

ストレスマネジメント支援テキストをダウンロードすることができます。

・山形県福祉人材センター ストレスケアブック

現在、当センターで研修を実施する際にも、よく紹介しているストレスケアブックです。

経営層が組織のあり方

・社会福祉施設における組織マネジメント（東京都）

検索: 事業者に対する各種支援 東京都福祉保健局→組織マネジメント力強化推進事業→社会福祉施設における組織マネジメント

社会福祉施設における組織マネジメントの基本や実践例を学ぶことができます。

- ・ **社会福祉施設におけるサービス管理ガイドライン（東京都）**

検索：事業者に対する各種支援 東京都福祉保健局→組織マネジメント力強化推進事業→社会福祉施設におけるサービス管理ガイドライン

社会福祉施設におけるサービス管理の基本や実践例を学ぶことができます。

- ・ **社会福祉施設における組織管理ガイドライン（東京都）**

検索：事業者に対する各種支援 東京都福祉保健局→組織マネジメント力強化推進事業→社会福祉施設における組織管理ガイドライン

社会福祉施設における組織管理の基本や実践例を学ぶことができます。

《P11》

ヒヤリハットや事故報告

- ・ **ヒヤリハット・事故報告の活用（準備中）**

どのような考え方で、データを収集し分析、実効評価をしていくのか、聞き取り調査の結果や本検討委員会の検討委員の助言を踏まえて、作成しています。

- ・ **社会福祉施設におけるリスクマネジメントガイドライン（東京都）**

検索：事業者に対する各種支援 東京都福祉保健局→組織マネジメント力強化推進事業→社会福祉施設におけるリスクマネジメントガイドライン

社会福祉施設におけるリスクマネジメントの基本や実践例を学ぶことができます。

《P12》

虐待の芽チェックリスト

- ・ **虐待の芽チェックリストの活用（準備中）**

虐待の芽チェックリストの様式を載せ、活用方法について解説、実践の取組みを紹介します。※「虐待の芽チェックリスト（入所施設版・通所サービス版・訪問サービス版）」のダウンロードは http://www.fukushizaidan.jp/105kenriyogo/link/04_checklist.pdf

虐待予防セルフチェックリスト

- ・ **セルフチェックリストの活用（準備中）**

虐待を生みかねない感情、状況に気づくことができるようなチェックリストを作成し、対応方法を紹介しています。

《P14》

行政による調査

- ・ 厚生労働省「市町村・都道府県における高齢者虐待養護者支援の対応について」Ⅳ 養介護施設従事者による虐待への対応（94～114P）

厚生労働省の出している高齢者虐待防止マニュアルです。

【養介護施設従事者等による高齢者虐待の具体例】

以下では、類型別に高齢者虐待に該当する行為を例示しています。ただし、ここに例示する行為のみが高齢者虐待に該当するわけではありません。確認された行為が虐待に該当するかどうかの判断は、法の趣旨や虐待の定義に照らし合わせ、事実に着目し客観的・総合的に判断する必要があります。

養介護施設従事者等による高齢者虐待類型（例）

区 分	具 体 的 な 例
イ 身体的虐待	<p>①暴力的行為※</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平手打ちをする。つねる。殴る。蹴る。 ・ぶつかって転ばせる。 ・刃物や器物で外傷を与える。 ・入浴時、熱い湯やシャワーをかけてやけどをさせる。 ・本人に向けて物を投げつけたりする。 など <p>②本人の利益にならない強制による行為、代替方法を検討せずに高齢者を乱暴に扱う行為</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医学的診断や介護サービス計画等に位置づけられておらず、身体的苦痛や病状悪化を招く行為を強要する。 ・介護がしやすいように、職員の都合でベッド等へ抑えつける。 ・車椅子やベッド等から移動させる際に、必要以上に身体を高く持ち上げる。 ・食事の際に、職員の都合で、本人が拒否しているのに口に入れて食べさせる。 など <p>③「緊急やむを得ない」場合以外の身体拘束・抑制（具体例は p9 参照）</p>

※身体的虐待における暴力的行為とは、刑法上の「暴行」と同様、高齢者の身体に接触しなくても、高齢者に向かって危険な行為や身体になんらかの影響を与える行為があれば、身体的虐待と判断することができます。

「暴行とは人に向かって不法なる物理的勢力を発揮することで、その物理的力が人の身体に接触することは必要でない。例えば、人に向かって石を投げ又は棒を打ち下せば、仮に石や棒が相手方の身体に触れないでも暴行罪は成立する」（東京高裁判決昭和 25 年 6 月 10 日）。

養介護施設従事者等による高齢者虐待類型（例）

区 分	具 体 的 な 例
<p>ロ 介護・世話の 放棄・放任</p>	<p>①必要とされる介護や世話を怠り、高齢者の生活環境・身体や精神状態を悪化させる行為</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入浴しておらず異臭がする、髪・ひげ・爪が伸び放題、汚れのひどい服や破れた服を着せている等、日常的に著しく不衛生な状態で生活させる。 ・褥瘡（床ずれ）ができるなど、体位の調整や栄養管理を怠る。 ・おむつが汚れている状態を日常的に放置している。 ・健康状態の悪化をきたすほどに水分や栄養補給を怠る。 ・健康状態の悪化をきたすような環境（暑すぎる、寒すぎる等）に長時間置かせる。 ・室内にごみが放置されている、鼠やゴキブリがいるなど劣悪な環境に置かせる。 など <p>②高齢者の状態に応じた治療や介護を怠ったり、医学的診断を無視した行為</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療が必要な状況にも関わらず、受診させない。あるいは救急対応を行わない。 ・処方通りの服薬をさせない、副作用が生じているのに放置している、処方通りの治療食を食べさせない。 など <p>③必要な用具の使用を限定し、高齢者の要望や行動を制限させる行為</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ナースコール等を使用させない、手の届かないところに置く。 ・必要なめがね、義歯、補聴器等があっても使用させない。 など <p>④高齢者の権利を無視した行為またはその行為の放置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・他の利用者に暴力を振るう高齢者に対して、何ら予防的手立てをしていない。 など

養介護施設従事者等による高齢者虐待類型（例）

区 分	具 体 的 な 例
ハ 心理的虐待	<p>①威嚇的な発言、態度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・怒鳴る、罵る。 ・「ここ（施設・居宅）にいられなくしてやる」「追い出すぞ」などと言い脅す。など <p>②侮辱的な発言、態度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・排せつの失敗や食べこぼしなど老化現象やそれに伴う言動等を嘲笑する。 ・日常的にからかったり、「死ね」など侮蔑的なことを言う。 ・排せつ介助の際、「臭い」「汚い」などと言う。 ・子ども扱いするような呼称で呼ぶ。 など <p>③高齢者や家族の存在や行為を否定、無視するような発言、態度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「意味もなくコールを押さないで」「なんでこんなことができないの」などと言う。 ・他の利用者に高齢者や家族の悪口等を言いふらす。 ・話しかけ、ナースコール等は無視する。 ・高齢者の大切にしているものを乱暴に扱う、壊す、捨てる。 ・高齢者がしたくてもできないことを当てつけにやってみせる（他の利用者にやらせる）。 など <p>④高齢者の意欲や自立心を低下させる行為</p> <ul style="list-style-type: none"> ・トイレを使用できるのに、職員の都合を優先し、本人の意思や状態を無視しておむつを使う。 ・自分で食事ができるのに、職員の都合を優先し、本人の意思や状態を無視して食事の全介助をする。 など <p>⑤心理的に高齢者を不当に孤立させる行為</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本人の家族に伝えてほしいという訴えを理由なく無視して伝えない。 ・理由もなく住所録を取り上げるなど、外部との連絡を遮断する。 ・面会者が訪れても、本人の意思や状態を無視して面会させない。 など <p>⑥その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・車椅子での移動介助の際に、速いスピードで走らせ恐怖感を与える。 ・自分の信仰している宗教に加入するよう強制する。 ・入所者の顔に落書きをして、それをカメラ等で撮影し他の職員に見せる。 ・本人の意思に反した異性介助を繰り返す。 ・浴室脱衣所で、異性の利用者を一緒に着替えさせたりする。 など

養介護施設従事者等による高齢者虐待類型（例）

区 分	具 体 的 な 例
<p>ニ 性的虐待</p>	<p>○本人との間で合意が形成されていない、あらゆる形態の性的な行為またはその強要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・性器等に接触したり、キス、性的行為を強要する。 ・性的な話しを強要する（無理やり聞かせる、無理やり話させる）。 ・わいせつな映像や写真をみせる。 ・本人を裸にする、またはわいせつな行為をさせ、映像や写真に撮る。撮影したものを他人に見せる。 ・排せつや着替えの介助がしやすいという目的で、下（上）半身を裸にしたり、下着のままで放置する。 ・人前で排せつをさせたり、おむつ交換をしたりする。またその場面を見せないための配慮をしない。 など
<p>ホ 経済的虐待</p>	<p>○本人の合意なしに財産や金銭を使用し、本人の希望する金銭の使用を理由なく制限すること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業所に金銭を寄付・贈与するよう強要する。 ・金銭・財産等の着服・窃盗等（高齢者のお金を盗む、無断で使う、処分する、無断流用する、おつりを渡さない）。 ・立場を利用して、「お金を貸してほしい」と頼み、借りる。 ・日常的に使用するお金を不当に制限する、生活に必要なお金を渡さない。 など

(4) 身体拘束

介護保険制度施行時から、介護保険施設等において利用者または他の利用者の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を禁止しています（介護保険指定基準における身体拘束禁止規定）。

身体拘束は、高齢者本人の身体や精神に重大な悪影響を及ぼすおそれがあり、人権侵害に該当する行為と考えられます。そのため、「緊急やむを得ない」場合を除き、身体拘束はすべて高齢者虐待に該当する行為と考えられます（※障害者虐待防止法では、身体拘束は虐待に該当することが定義づけられています。）。

ここで、緊急やむを得ない場合とは、以下の3要件をすべて満たすことが定められており、ひとつでも要件を満たさない場合には指定基準違反となることに注意が必要です。

この緊急やむを得ない場合はあくまでも例外的な緊急対応措置であると捉える必要があります。家族等からの同意書があるという理由で長期間にわたって身体拘束を続けたり、施設として身体拘束廃止に向けた取組みを怠ることなども指定基準に違反する行為となります。

◆◆緊急やむを得ない場合の3要件◆◆

- 切迫性：利用者本人又は他の利用者等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと。
- 非代替性：身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する介護方法がないこと。
- 一時性：身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること。

※手続き上の手順

- ・「緊急やむを得ない場合」の判断は、担当職員個人又はチームでなく、施設全体で行えるように、関係者が幅広く参加したカンファレンスで判断する体制を原則とします。
- ・また、身体拘束の内容、目的、理由、時間、時間帯、期間などを高齢者本人や家族に対して十分に説明し、理解を求めることが必要です。
- ・常に観察、再検討し、要件に該当しなくなった場合には直ちに解除します。
- ・身体拘束の態様・時間、心身の状況、緊急やむを得なかった理由を記録することが必要です。

◆◆身体拘束の具体例◆◆

- ①徘徊しないように、車いすやいす、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ②転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ③自分で降りられないように、ベッドを柵（サイドレール）で囲む。
- ④点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る。
- ⑤点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、又は皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。
- ⑥車いすやいすからずり落ちたり、立ち上がったりにしないように、Y字型拘束帯や腰ベルト、車いすテーブルをつける。
- ⑦立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるようないすを使用する。
- ⑧脱衣やおむつはずしを制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる。
- ⑨他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ⑩行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。
- ⑪自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する。

出典：「身体拘束ゼロへの手引き」（平成13年3月：厚生労働省「身体拘束ゼロ作戦推進会議」発行）

〔身体的虐待〕

Q1： ベッドに三点柵を付けることは、身体拘束にあたるか。

A1： 身体拘束は柵の本数によるものでなく、「利用者の行動を制限する行為」に該当するか否かで判断します。「利用者の行動を制限する行為」は利用者の心身の状況によって異なるものであるため、利用者またはその家族、介護を行う者の話し合いによって判断することになります。身体拘束は、適切な手続きを経たうえで緊急やむを得ない場合で一時的なもののみが認められています。

Q2： 認知症のある高齢者本人の同意によって身体拘束を行っている場合には、虐待に該当しないと考えてもよいか。

A2： 本人の判断能力の程度によらず、本人、家族や成年後見人等の同意のみによる身体拘束は虐待に該当します。したがって、本人が認知症の場合においても、前頁の3要件を満たし、かつ、手続き上の手順が適正に取られているかを確認することが必要です。

Q3： 徘徊のリスクのある一人暮らしの認知症高齢者が訪問介護を利用している。高齢者の安全を守るため家族とも相談し、同意を得た上で、訪問介護員が帰宅する際に、玄関につかえ棒をして高齢者が外出できないようにしているが、これは高齢者虐待に該当するか。

A3： 身体拘束の具体例（p9）の中には「⑩自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する。」が含まれており、高齢者を外出できないよう閉じこめる行為は身体拘束に該当するものと考えられます。

〔介護・世話の放棄・放任〕

Q4： 第2条第5項の虐待の定義において、「介護・世話の放棄・放任」及び「心理的虐待」については「著しい」という限定がなされているが、これはどういう意味か。

A4： ここにおける著しいとは、介護・世話の放棄・放任が不作為であり、心理的虐待は主観的な内容を含むものであるため、外形的に虐待と判断しにくいことから、「著しい」とし、不適切な介護との区別を行う趣旨です。したがって、誰が見ても疑う余地のない程度の重い結果が生じているものを指すというのではなく、外形上、軽微なもののように見えても、それが日常的または継続してなされたり、複数の行為が重なってなされたような場合で、高齢者の生命、身体、精神に影響を及ぼす場合には「介護・世話の放棄・放任」、「心理的虐待」と判断すべきです。

Q5： 面会に来た家族が本人に暴言や暴力をふるったりすることで、本人が身体的精神的に被害を受けているにもかかわらず、施設側が何ら対応をとらない。施設側の対応は高齢者虐待に該当するか。また、家族が本人の資産や年金を流用しているのを発見した場合はどうか。

A5： 面会に来た家族の暴言や暴力を発見した養介護施設従事者等は、まず本人の安全を確保する手立てを講じる必要があり、そうした対応がなされない場合は、職務上の義務を著しく怠ったとして「介護・世話の放棄・放任」に該当します。

家族が本人の資産や年金を流用することは養護者による虐待に当たりますので、それを発見した場合は、第7条により速やかに市町村に通報しなければなりません。

Q6： 同僚の虐待行為を知った職員が、誰にも報告せず、その行為を放置した。この行為は、介護・世話の放棄・放任に該当するか。

A6： 同僚の虐待行為を放置した職員の対応も、職務上の義務を著しく怠ったとして「介護・世話の放棄放任」に該当します。

施設内で同僚が虐待行為を行っているのを発見した場合、本人の安全を確保する手立てを講じる必要があり、それとともに、第21条第1項により速やかに市町村に通報しなければなりません。施設内虐待は外部から見えにくく、お互いにかばい合いをすることを防ぐ趣旨からも、この規定は、同一施設・事業所の中で虐待行為が発見された場合、身体・生命に危険が及んでいるかを問わずに、通報義務が定められています。市町村としても、広報・研修等を通じた積極的な啓発活動により、養介護施設従事者等に対して、虐待を発見したら迷わずに通報するように促す取り組みが必要です。

〔心理的虐待〕

Q7： 心理的虐待の「著しい心理的外傷」をどのようにとらえたら良いか。

A7： ①高齢者虐待防止法は、心理的虐待については「高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動」と規定していますが、養介護施設従事者等の言動を高齢者本人が嫌がっている、本人を基準として心理的虐待と判断できます。セクシャルハラスメントにおいてはその被害を受けた当事者が嫌がっている、セクハラと判断する流れができつつあります。

また、本人の判断能力が低下していて、主観的に意思表示できなくても、客観的に見て問題のある行為であれば、心理的虐待と判断できます。

②職場におけるハラスメント行為が使用者の債務不履行や不法行為として、損害賠償義務が生じる要件としては、「精神障害を発症させる程度に過重」であることが必要との判例もありますが、高齢者虐待防止法が定める「虐待」にあたるか否かは、高齢者本人がその人らしい生活を送る権利を侵害されていないかという観点から判断されるものです。したがって、「心理的虐待」として判断するには、「精神障害を発症させる程度に過重」であることまでは必要ありません。

参考：(千葉家庭裁判所松戸支部審判・平成16年(家)第151号・審判期日16年6月16日)
児童福祉法上の措置権行使の判断でも、「死んでしまえ」などと怒鳴る行為と不安症状の出現との因果関係を客観的に認定しています。

Q8： 施設側の都合で、利用者の臥床・離床・起床等を強制的に行うことは虐待に該当するのか。

A8： 利用者の意向を無視したり、状態を考慮しなかったりする介護が、利用者の尊厳を傷付け、意欲や自立心を減退させる場合は、心理的虐待に該当すると考えられます。

〔経済的虐待〕

Q9： サービス利用者に対して、事業所に金銭を寄付・贈与するような契約書が作成され、それが実行された。経済的虐待に該当するか。

A9： サービス利用者の判断能力の程度や動機により、経済的虐待に該当するかどうかは異なります。

サービス利用者に判断能力があり、その真摯な意思に基づいて、事業所に金銭を寄付、贈与する契約を締結した場合には、経済的虐待と判断するのは困難です。しかし、判断能力があっても例えば施設に世話になっているから断りにくい、断ると不利益があるかもしれないと考え、やむを得ず契約した場合には真摯な意思の発現とは言えず、したがって経済的虐待に該当することもあります。

なお、寄付、贈与をすることの意味を理解するだけの判断能力がない場合、その意思に基づいて寄付、贈与することは不可能なので、寄付、贈与の契約を締結させることは経済的虐待に該当します。

Q10： 養介護施設従事者等が利用者の金銭を私的に預かり使用することは、業務の範囲外のため経済的虐待には当たらないか。

A10： 第2条第5項には、「業務に従事するものが・・・」と規定されており、サービス・業務の範囲かどうかは関係ありません。法による立入調査や刑事事件としても検討が必要です。

〔虐待と犯罪との関係〕

Q11： 虐待と犯罪の関係はどのように捉えたらよいか。

A11： 虐待は極めて重大、悪質な権利侵害で、虐待が刑法等の犯罪に該当する場合があります。

ただし、市町村や都道府県の行う虐待対応は、高齢者の権利利益の擁護を目的に高齢者虐待防止法に基づく事実確認や権限行使を行うものであり、警察の行う犯人・犯行の捜査や処罰を目的とした刑法の適用とは目的も手法も異なるものです。しかし、極めて悪質な虐待の場合は、警察との連携が必要になることもあります。

参考として、虐待の類型と刑法の規定する犯罪の関係を例示します。

【身体的虐待】

殺人罪（刑 199 条）傷害罪（刑 204 条）傷害致死罪（刑 205 条）暴行罪（刑 208 条）業務上過失致死傷罪（刑 211 条）逮捕・監禁罪（刑 220 条）など

【介護・世話の放棄・放任】

保護責任者遺棄罪（刑 218 条）遺棄致死傷罪（刑 219 条）など

【心理的虐待】

脅迫罪（刑 222 条）強要罪（刑 223 条）名誉毀損罪（刑 230 条）侮辱罪（刑 231 条）など

【性的虐待】

強制わいせつ罪（刑 176 条）強姦罪（刑 177 条）準強制わいせつ罪、準強姦罪（刑 178 条）など

【経済的虐待】

詐欺罪（刑 246 条）恐喝罪（刑 249 条）横領罪（刑 252 条）業務上横領罪（刑 253 条）など

〔サービス付き高齢者向け住宅〕

Q1: 「高齢者の居住の安定確保に関する法律等の一部を改正する法律（平成 23 年 4 月 27 日成立）」によりサービス付き高齢者向け住宅として登録された有料老人ホームの職員による虐待については、養護者による高齢者虐待として対応するのか。

A1: サービス付き高齢者向け住宅として登録された住宅であっても、老人福祉法に定める有料老人ホーム（都道府県に対する届出の有無にかかわらず）に該当するのであれば、その職員による虐待は「養介護施設従事者等による高齢者虐待」として対応します。該当しないサービス付き高齢者向け住宅であれば、「養護者による高齢者虐待」として対応します。

〔介護保険外の独自サービス〕

Q2: 介護保険施設・事業所が、保険外の独自サービスを提供している最中に高齢者虐待が疑われる事案が発生した。この場合には、養介護施設従事者等による高齢者虐待として対応するのか、それとも養護者による高齢者虐待として対応するのか。

A2: この場合は、当該介護保険施設・事業所は法の規定する養介護施設・事業所であり、その従事者による虐待該当行為ですので養介護施設従事者等による高齢者虐待として対応します。

養介護施設従事者等による高齢者虐待として対応すべきか、養護者による高齢者虐待として対応すべきかは、以下の区分で整理します。なお、養護者による高齢者虐待として対応する場合は、立入調査などを適切に行使し、高齢者の安全確保に努める必要があります。

虐待が疑われる行為が発生したサービス	虐待対応の区分
養介護施設・事業所の従事者による法定サービスでの虐待 (例：介護保険内のサービス)	養介護施設従事者等による高齢者虐待
養介護施設・事業所従事者による法定外のサービスでの虐待 (例：介護保険施設のショートステイを自費で利用した場合など)	養介護施設従事者等による高齢者虐待
養介護施設・事業所に該当しない事業所の従事者による虐待	養護者による高齢者虐待

〔医療機関における高齢者虐待への対応〕

Q3: 介護療養型医療施設ではない医療機関に入院中の高齢者が虐待を受けた疑いがある場合、どのような方法で対応すればよいか。

A3: 医療機関において虐待が疑われる通報等を受け付けた市町村は、医療法第 25 条の都道府県知事等による対応を求める必要があるため、都道府県等担当部署に連絡します。

例えば、身体拘束に関して医療法では規定はありませんが、精神障害者については精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第 37 条第 1 項の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準（昭和 63 年 4 月 8 日厚生省告示第 130 号）に身体拘束に関する基本的な考え方として、以下のよう

に定められています。
 (1)身体拘束は、制限の程度が強く、また、二次的な身体的障害を生ぜしめる可能性もあるため、代替方法が見出されるまでの間のやむを得ない処置として行われる行動の制限であり、できる限り早期に他の方法に切り替えるよう努めなければならないものとする。

虐待の芽チェックリスト(訪問サービス版)

虐待の芽や不適切ケアを自己チェックして、高齢者虐待を防止しましょう。

あてはまるチェック欄に○をつけてみてください。

番号	チェック項目	チェック欄(○)		
		している	していない	(自分以外の人で) 該当する人がいる
1	利用者に友達感覚で接したり、子供扱いしたりしていませんか？	している	していない	(自分以外の人で) 該当する人がいる
2	利用者に対して、アセスメント・居宅サービス計画・介護サービス計画等に基づかず、あだ名や○○ちゃん呼び、呼び捨てなどをしていませんか？	している	していない	(自分以外の人で) 該当する人がいる
3	利用者に対して、威圧的な態度、命令口調(「○○して」「ダメ!」など)で接していませんか？	している	していない	(自分以外の人で) 該当する人がいる
4	利用者への声掛けなしに介助していませんか？	している	していない	(自分以外の人で) 該当する人がいる
5	利用者のプライバシーに配慮せず、職員や関係機関同士で話題にしたり個人情報を取り扱ったりしていませんか？	している	していない	(自分以外の人で) 該当する人がいる
6	利用者に対して「ちょっと待って」を乱用し、長時間待たせていませんか？	いる	いない	(自分以外の人で) 該当する人がいる
7	利用者に意思・意向を確認しないまま勝手に私物を捨てたり、片付けたりしていませんか？	している	していない	(自分以外の人で) 該当する人がいる
8	利用者の呼びかけを無視したり、意見や訴えに否定的な態度をとったりしていませんか？	している	していない	(自分以外の人で) 該当する人がいる
9	食事や入浴介助の無理強いなど、介護方法を工夫しないままに利用者に嫌悪感を抱かせるような援助を強要していませんか？	している	していない	(自分以外の人で) 該当する人がいる
10	利用者の身体で遊んだり、人格を無視した関わり(落書きをする、くすぐるなど)をしたりしていませんか？	している	していない	(自分以外の人で) 該当する人がいる
11	利用者や利用者の家族の言動をあざ笑ったり、悪口を言ったりしていませんか？	している	していない	(自分以外の人で) 該当する人がいる
12	利用者やその家族と、物やお金の貸し借り・授受をしていませんか？	している	していない	(自分以外の人で) 該当する人がいる
13	他の職員・関係機関等に対して、利用者に関わることについて相談ができない等、職場・関係機関でのコミュニケーションがとりにくくなっていませんか？	とりにくい	良好	(自分以外の人で) 該当する人がいる
14	家族が行っている不適切ケアについて、誰にも連絡・相談せずそのままにいませんか？	している	していない	(自分以外の人で) 該当する人がいる
15	居宅サービス計画の内容に課題がある、利用者への支援体制に課題があると感じても、介護支援専門員に連絡・相談せず、そのままにいませんか？	している	していない	(自分以外の人で) 該当する人がいる

(公財)東京福祉保健財団 高齢者権利擁護支援センター作成

☆無記名で定期的実施・回収(年数回)し、集計・分析による課題把握を行い運営改善に取り組むことにより虐待防止につながります。

参考及び引用) 東京都社会福祉協議会高齢者施設福祉部会 生活相談員研修委員会 平成19年度生活相談員スペシャリスト養成研修会Cグループ 作成「虐待の芽チェックリスト」
社会福祉法人 徳心会 介護老人福祉施設 いずみえん 作成「虐待の芽チェックリスト」

虐待の芽チェックリスト(入所施設版)

虐待の芽や不適切ケアを自己チェックして、高齢者虐待を防止しましょう。
あてはまるチェック欄に○をつけてみてください。

番号	チェック項目	チェック欄(○)		
		している	していない	見たこと・聞いたことがある
1	利用者に友達感覚で接したり、子供扱いしたりしていませんか？	している	していない	見たこと・聞いたことがある
2	利用者に対して、アセスメント・施設サービス計画書に基づかず、あだ名や〇〇ちゃん呼び、呼び捨てなどをしていませんか？	している	していない	聞いたことがある
3	利用者に対して、威圧的な態度、命令口調(「〇〇して」「ダメ!」など)で接していませんか？	している	していない	見たこと・聞いたことがある
4	利用者への声掛けなしに介助したり、居室に入ったり、勝手に私物に触ったりしていませんか？	している	していない	見たことがある
5	利用者のプライバシーに配慮せず、職員同士で話題にしたり個人情報を取り扱ったりしていませんか？	している	していない	聞いたことがある
6	利用者に対して、「ちょっと待って」を乱用し、長時間待たせていませんか？	いる	いない	見たこと・聞いたことがある
7	利用者に必要な日用品(眼鏡、義歯、補聴器など)や道具(コールボタンなど)が壊れていたり、使えなかったりしていませんか？	している	していない	—
8	利用者の呼びかけやコールを無視したり、意見や訴えに否定的な態度をとったりしていませんか？	している	していない	見たことがある
9	食事や入浴介助の無理強いなど、利用者に嫌悪感を抱かせるような援助を強要していませんか？	している	していない	見たことがある
10	利用者の身体で遊んだり、人格を無視した関わり(落書きをする、くすぐるなど)をしたりしていませんか？	している	していない	見たことがある
11	利用者や利用者の家族の言動をあざ笑ったり、悪口を言ったりしていませんか？	している	していない	聞いたことがある
12	プライバシーへの配慮に欠けたケア(排泄について大声で話す、カーテンを開けたまま排泄ケアをするなど)をしていませんか？	している	していない	見たことがある
13	利用者に対して乱暴で雑な介助や、いい加減な態度・受け答えをしていませんか？	している	していない	見たこと・聞いたことがある
14	他の職員に仕事に関わる相談ができない等、職場でのコミュニケーションがとりにくくなっていませんか？	とりにくい	良好	—
15	他の職員が行っているサービス提供・ケアに問題があると感じることがありますか？	ある	ない	—

(公財)東京福祉保健財団 高齢者権利擁護支援センター作成

☆無記名で定期的の実施・回収(年数回)し、集計・分析による課題把握を行い運営改善に取り組むことにより虐待防止につながります。

参考及び引用) 東京都社会福祉協議会高齢者施設福祉部会 生活相談員研修委員会 平成19年度生活相談員スペシャリスト養成研修会Cグループ 作成「虐待の芽チェックリスト」
社会福祉法人 徳心会 介護老人福祉施設 いずみえん 作成「虐待の芽チェックリスト」

虐待の芽チェックリスト(通所サービス版)

虐待の芽や不適切ケアを自己チェックして、高齢者虐待を防止しましょう。
 あてはまるチェック欄に○をつけてみてください。

番号	チェック項目	チェック欄(○)		
		している	していない	見たこと・ 聞いたことがある
1	利用者に友達感覚で接したり、子供扱いしたりしていませんか？	している	していない	見たこと・ 聞いたことがある
2	利用者に対して、アセスメント・通所介護計画書等に基づかず、あだ名や〇〇ちゃん呼び、呼び捨てなどをしていませんか？	している	していない	聞いたことがある
3	利用者に対して、威圧的な態度、命令口調(「〇〇して」「ダメ!」など)で接していませんか？	している	していない	見たこと・ 聞いたことがある
4	利用者への声掛けなしに介助したり、勝手に私物に触ったりしていませんか？	している	していない	見たことがある
5	利用者のプライバシーに配慮せず、職員同士で話題にしたり個人情報を取り扱ったりしていませんか？	している	していない	聞いたことがある
6	利用者に対して、「ちょっと待って」を乱用し、長時間待たせていませんか？	いる	いない	見たこと・ 聞いたことがある
7	利用者の参加しやすさや尊厳保持、自立支援を考えずに、流れ作業的にレクリエーションを実施していませんか？	ある	ない	見たことがある
8	利用者の呼びかけを無視したり、意見や訴えに否定的な態度をとったりしていませんか？	している	していない	見たことがある
9	食事や入浴介助の無理強いなど、利用者に嫌悪感を抱かせるような援助を強要していませんか？	している	していない	見たことがある
10	利用者の身体で遊んだり、人格を無視した関わり(落書きをする、くすぐるなど)をしたりしていませんか？	している	していない	見たことがある
11	利用者や利用者の家族の言動をあざ笑ったり、悪口を言ったりしていませんか？	している	していない	聞いたことがある
12	プライバシーへの配慮に欠けたケア(排泄について大声で話す、カーテンを開けたまま排泄ケアをするなど)をしていませんか？	している	していない	見たことがある
13	利用者に対して乱暴で雑な介助や、いい加減な態度・受け答えをしていませんか？	している	していない	見たこと・ 聞いたことがある
14	他の職員に仕事に関わる相談ができない等、職場でのコミュニケーションがとりにくくなっていませんか？	とりにくい	良好	(自分以外の人で) 該当する人がいる
15	他の職員が行っているサービス提供・ケアに問題があると感じることがありませんか？	ある	ない	—

(公財)東京福祉保健財団 高齢者権利擁護支援センター作成

☆無記名で定期的実施・回収(年数回)し、集計・分析による課題把握を行い運営改善に取り組むことにより虐待防止につながります。

参考及び引用) 東京都社会福祉協議会高齢者施設福祉部会 生活相談員研修委員会 平成19年度生活相談員
 スペシャリスト養成研修会Cグループ 作成「虐待の芽チェックリスト」
 社会福祉法人 徳心会 介護老人福祉施設 いずみえん 作成「虐待の芽チェックリスト」

高齢者虐待防止のセルフチェックリスト

虐待を引き起こしやすい心理状況にうまく対応できれば、虐待を予防できると考えられます。

下記のチェック項目に当たって、有無にチェックをし、「ある」と答えた時には右の2つの欄を記入してください。

記入後、話し合っ、内容を共有すると、対応方法のバリエーションが広がります。また、チームや組織として相互に助け合う方法を協議することも有効です。詳しくは、裏面の「高齢者虐待防止のセルフチェックリストの使い方」を参考にしてください。

	チェック項目 (虐待につながりやすい心理状況)	有無	どういう状態の時に虐待につながりやすい心理 状況になる(なった)と思いますか?	そのような状態・状況の時、どう対応しています か?(どう対応したら良いと思いますか?)
1	利用者の「尊厳の保持」という意味が良くわからなくなることがある	ある ない		
2	利用者が「守られるべき立場」にあると思えない時がある	ある ない		
3	利用者に対して丁寧に関われない時がある	ある ない		
4	利用者から拒否的な反応をされ、うまく対応できない事がある	ある ない		
5	利用者に対し、「〇〇してあげているのに」と思い、苛立ちを感じる事がある	ある ない		
6	利用者に「どうして早くできないの?」と問いたくなる時がある	ある ない		
7	利用者が、自分の思う様に行動しない時に苛立ちを感じる事がある	ある ない		
8	利用者から大声で「呼ばれる」「怒鳴られる」時に、大声で言い返したくなる事がある	ある ない		
9	利用者から「叩かれる」「強く掴まれる」時に、ついやり返したくなる時がある	ある ない		
10	排泄介助の場面で臭いが我慢できず、対応するのが嫌になることがある	ある ない		
11	利用者の話を最後まで聞けない、言いたい事や動作を待てないと感じる事がある	ある ない		
12	利用者から呼ばれているのに、聞こえないふりをして反応したくないと感じる事がある	ある ない		

高齢者虐待防止のセルフチェックリストの使い方

ケア・業務に従事する中で、マイナスと思えるような思い・感情が心の中に「生じてしまう」ことそのものが悪いわけではありません。その感情が「生じている」ことに気づき、「しっかりと手当する」「助け合って対応できる環境をつくっていく」ことが大切です。

マイナスと思えるような思い・感情が心の中に「生じている」「ある」と気づいているけれど、「うまく対応できない」ことについて、みんなで振り返り、話し合ってみましょう。

他の人はどのように対応しているのでしょうか？一人で対応できない時、どのようにしたら助け合って対応できるのでしょうか？

マイナスな感情の想起に関係していると思われる項目

○職員の心身の状態

体調は？ストレスは？仕事のやりがいはどうでしょうか？

自分で対応する手立てがありますか？助け合うこと、相談できる場所がありますか？

解決のためのキーワードとして、《感情コントロール》《アンガーマネジメント》《ストレスマネジメント》等があると考えられます。

○利用者のケアの内容

認知症やBPSDへの対応方法がわからなかったり、どのようなケアの方針なのか共有できていなかったりすることから、大変な思いをしていることはありませんか？

解決のためのキーワードとして、《認知症ケアのツール（センター方式、ひもときシート、『続初めての認知症介護』のシートの活用等）によるアセスメントの見直し》《認知症ケアのスキルアップ（ユマニチュード等を学ぶ等）》等があると考えられます。

○「場」「時期」

利用者や職員がすべりやすい場所、極端に大変な体勢を余儀なくされるような介護環境等、ハード面での大変さはありませんか？大変さを感じやすい共通の時期、時間帯はありませんか？同じ時期・時間帯、場で、事故やヒヤリハットが多く生じているかもしれません。

解決のためのキーワードとして、《事故報告やヒヤリハット報告の集計・分析・対応の見直し》等があると考えられます。

○相談できる人がいない、気になっても声がかけられない

職員が気軽に声をかけあえるためには、どんな工夫があるとよいと思いますか？悩んでいる職員が相談しやすい場・関係づくりを、組織として起こっていますか？

解決のためのキーワードとして、《メンタルヘルス》《OJT》等があると考えられます。

高齢者虐待防止のための組織体制チェックリスト

組織体制をチェックして、高齢者虐待の防止に努めましょう。あてはまるチェック欄に○をつけてください。

「ない」「わからない」とついた項目について、これからどのように取り組むかを考えることが大切です。

管理職が運営体制の見直しや事業計画立案を行うにあたり、全職員の無記名チェックの結果を分析して参考にする、効果的であると思われます。

番号	チェック項目	チェック欄 (○)		
		ある	ない	わからない
1	組織の理念、倫理綱領、行動規範等を学ぶ機会がある。	ある	ない	わからない
2	ボランティアや実習生の意見を、ケアや体制整備に活かしている。	している	していない	わからない
3	利用者の満足度や意見を把握する機会や取組みを実施している。	している	していない	わからない
4	個別ケア・認知症ケアの改善を言い出しやすい雰囲気がある。	ある	ない	わからない
5	個別ケア・認知症ケアが流れ作業のようになることがない。	ない	ある	わからない
6	ヒヤリハットの内容を分析して傾向を把握し、職員間で共有している。	している	していない	わからない
7	勤務体制や職員の相談体制等、職場環境の改善を積極的に推進している。	している	していない	わからない
8	職員が外部研修に参加しやすい配慮が行われている。	している	していない	わからない
9	外部研修や内部研修の伝達研修や研修レポート等が実際のケアや体制に活かされている。	している	していない	わからない
10	職員の虐待防止に対する意識や日々のサービス提供等の状況把握が行われている。	している	していない	わからない
11	苦情相談窓口を設置し、利用者等に分かりやすく案内している。	している	していない	わからない
12	組織内で職員が孤立しない様な体制作りを行っている。	している	していない	わからない
13	職員が内部研修に参加しやすい配慮（時間、回数、職務としての参加等）がある。	ある	ない	わからない
14	職員が組織内の委員会活動を積極的に行いやすい体制になっている。	している	していない	わからない
15	職員一人ひとりの研修ニーズを明確化して、研修計画が策定されている。	している	していない	わからない
16	利用者の金銭や貴重品を預かっている場合、その管理は複数の職員によるチェック体制のもとになされている。	している	していない	わからない

(公財)東京福祉保健財団 高齢者権利擁護支援センター作成

参考) (福)全国社会福祉協議会「障害者の虐待防止に関する検討委員会」作成「施設・地域における障害者虐待防止チェックリスト A:体制整備チェックリスト 平成23年3月版」

東京都健康長寿医療センター研究所作成「養介護施設従事者等による高齢者虐待対応のための帳票類等 様式11職員質問票」
(公財)東京都福祉保健財団「平成27年度高齢者権利擁護に係る研修支援・調査研究事業 高齢者虐待防止事例分析検討委員会報告書(養介護施設従事者等による高齢者虐待防止)」平成28年3月